

(例規 99)

陸幕航第 6 号
50. 1. 8

改正 平成 10 年 3 月 19 日陸幕運第 55 号 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号 令和 2 年 2 月 28 日陸幕航第 31 号

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監
航 空 学 校 長

陸 上 幕 僚 長
(公 印 省 略)

信号筒・救難用（航空）の携行基準について（通達）

標記について、下記の基準により実施されたい。

記

- 1 陸上自衛隊航空機の運航実施に関する達（陸上自衛隊達第 99－7 号（41. 10. 25））第 22 条第 2 項の規定に該当し、同達第 22 条の 3 の規定により救命胴衣を装着する者はそれぞれ信号筒・救難用（航空）1 組を携行するものとする。
- 2 前項に規定する飛行以外の場合においては、当該航空機の乗組員はそれぞれ信号筒・救難用（航空）1 組を携行するものとする。